

◎新潟県告示第290号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年3月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県佐渡市下相川1の7
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため